

この用紙は、「診断書・判定書」と一緒に医療機関等の担当の方にお渡しください。

別紙 3 - 3

診断（判定）書作成上の留意事項について

1 診断（判定）書の使用用途

この診断（判定）書（別紙 3）は、埼玉県における私立幼稚園等に対する特別支援教育費補助金に係る交付申請書の添付書類にのみ使用するものです。

◎ 当該補助金の使途 について

心身に障害等のある幼児が在園する私立幼稚園等において、特別支援教育の実施に要する経費に当てられます。当該幼児の就園促進及び特別支援教育の充実に寄与するものですので、御理解の上、御協力を賜りますようお願いいたします。

（経費の例）・特別支援教育に必要な教諭や看護師等の雇用に係る人件費

・手すりの設置や床の滑り止め等の軽易な修繕費

・障害児用のいすやマット等の購入費用等

2 診断（判定）機関

診断（判定）を行うのは原則として次の機関とし、診断（判定）書等については診断（判定）を行った医師・心理師等、又は機関の長の氏名を記載してください。医師・心理師等、又は機関の長の押印は任意です。

なお、判定機関においては、診断書・判定書（別紙 3）の「診断書・判定書」の文言を必要に応じて二重線等で訂正していただいても構いません。

（1）医療機関

（2）児童相談所 ■県：中央（上尾）、南（川口）、朝霞、川越、所沢、
熊谷、越谷、草加

■さいたま市

（3）埼玉県立小児医療センター

（4）その他の心身障害児指導相談機関

例）児童発達支援事業所

3 診断・判定を行う機関における留意事項

医学上・心理学上の診断又は判定により、別紙 3 - 2 で示しております学校教育法施行令等に規定する障害の程度と同程度の障害を有する、又は、同程度の配慮を要すると認められる者に対し診断書・判定書を発行し、その区分と程度を記入してください。

4 お問い合わせ先

埼玉県総務部学事課幼稚園担当 前田

電話：048-830-2560

FAX：048-830-4735

MAIL：a2550-13@pref.saitama.lg.jp